令和　５年　4月　1日

保護者の皆様へ

施設長

令和４年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

このお知らせは、「前橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第１４条に基づき、お子様が本園を利用した際に、前橋市から本園に給付された１人あたりの額をお知らせするものです。この通知により、追加の給付の発生や、保育料を納めていただく請求書ではありません。

令和４年度に本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各保護者様から納入していただいた利用者負担額（保育料）を減じた額」となります。

具体的な額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問合せください。

（法定代理受領とは）

「子ども・子育て支援法」に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から施設に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。

各月ごとの認定別・年齢別公定価格（１人あたり）　（給付対象期間　令和４年３月～令和５年３月）

認定区分		年齢区分	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
教育認定子ども（1号認定子ども）		満3歳児	189,500	189,500	189,500	189,500	189,500	181,110	186,740	186,740	153,170	153,170	161,560	160,030
		3歳児	189,500	189,500	189,500	189,500	189,500	181,110	186,740	186,740	153,170	153,170	161,560	160,030
		4歳以上児	172,720	172,720	172,720	172,720	172,720	172,720	178,350	178,350	144,780	144,780	144,780	143,250
保育認定子ども（2･3号認定子ども）	標準時間	0歳児	197,320	197,290	197,230	197,230	197,230	197,170	199,230	199,210	199,150	199,110	199,080	196,440
	短時間		192,660	192,630	192,570	192,570	192,570	192,510	194,570	194,550	194,490	194,450	194,420	191,780
	標準時間	1・2歳児	115,570	115,540	115,480	115,480	115,480	115,420	117,480	117,460	117,400	117,360	117,330	114,690
	短時間		110,910	110,880	110,820	110,820	110,820	110,760	112,820	112,800	112,740	112,700	112,670	110,030
	標準時間	3歳児	68,950	68,920	68,860	68,860	68,860	60,780	62,840	62,820	62,760	62,720	70,710	68,070
	短時間		64,290	64,260	64,200	64,200	64,200	56,120	58,180	58,160	58,100	58,060	66,050	63,410
	標準時間	4歳以上児	52,910	52,880	52,820	52,820	52,820	52,760	54,820	54,800	54,740	54,700	54,670	52,030
	短時間		48,250	48,220	48,160	48,160	48,160	48,100	50,160	50,140	50,080	50,040	50,010	47,370

※副食費徴収免除対象者は、上記の額に下記の額を加えた額となります。

認定区分	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
1号認定子ども	4,270	4,270	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,270	4,270	4,500
2号認定子ども	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500